

令和 7 年第 4 回 4 月

つがる市農業委員会総会議事録

つ が る 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和7年4月4日(金) 午後4時00分から午後4時40分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、34人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子
 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛
 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二
 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣
 22. 今 輝義 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實 27. 長谷川秀樹
 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫
 33. 工藤 宰 34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 34人
5. 欠席委員 2. 古坂 光司 23. 鎌田 誠 計 2人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

- 報告第 5号 専決処分の報告について
報告第 6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第26号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）
議案第27号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 副参事：竹内攻規 次 長：村田龍治 主 幹：吉村 翔
主 査：吉田純也 任用職員：工藤賢聖 計 6人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和7年第4回(4月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

いよいよ新年度がスタートしました。農業委員、事務局職員とタッグを組んで農家のために、汗を流していきたいと思いますので宜しくお願いします。

そしてまた、農作業も忙しくなります。田植え、りんごの選定等ありますが十分に体に注意し農作業を進めてくださればと思います。

本日は4月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中34名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には27番長谷川秀樹委員、31番稲葉武彦委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第 5号 専決処分の報告について

報告第 6号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第26号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

議案第27号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

以上、報告 3 件、議案 5 件、計 8 件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第 5 号 専決処分の報告について」、「報告第 6 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」、「報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」、以上 3 件を事務局から報告させます。

事務局報告（村田次長）

1 ページをお開き下さい。報告第 5 号について説明致します。

つがる市農業委員会規則第 7 条の規定に基づき農業委員会事務局職員の任免について別紙のとおり専決処分したので報告する。令和 7 年 4 月 4 日提出、つがる市農業委員会会長。

処分理由は、令和 7 年 3 月 31 日及び令和 7 年 4 月 1 日付けで専決処分したので報告するものであります。2 ページをお願い致します。

この度の人事異動により事務局職員が異動となりましたので報告致します。

まず、退職する職員ですが、宮西正高、一戸想永、会計年度任用職員の野呂由紀子が退職します。

出向となる職員ですが、小笠原瞳が健康福祉部介護課主幹となります。

次に出向により任命となる職員ですが、事務局長に中野拓哉、事務局主幹に吉村翔が事務局職員となり、竹内、村田が事務局内異動となりました。また、工藤賢聖が事務局会計年度任用職員となります。

ここで、新任の職員より挨拶がございます。

（中野事務局長、吉村主幹、工藤会計年度任用職員の 3 名が挨拶する）

それでは、議案の説明に戻ります。3 ページをお開き願います。報告第 6 号について説明致します。令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について。令和 7 年度最適化活動の目標を設定したので報告します。令和 7 年 4 月 4 日提出、つがる市農業委員会会長。

報告理由ですが、「農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営局長通知並びに農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、最適化活動の目標を設定したので報告するものであります。

内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させていただきます。5 ページをお開きください。令和 7 年度の「最適化活動の目標」です。

（1）農地の集積。①現状及び課題では、管内の農地面積 14,200ha、これまでの集積面積が 12,478ha で、集積率は 87.9%となっています。②目標ですが今年度末の集積面積 12,566ha、集積率 88.5%を目標とします。

（2）遊休農地の解消。①現状及び課題ですが、現状、1号遊休農地面積が 10.7ha となっており、②目標として緑区分の遊休農地を 1.2ha 解消を目標としてございます。目標達成のため、委員の皆様には農地パトロールのご協力をお願いしたいと思います。以上、簡単でございますが報告第 6 号の説明を終わります。

次に報告第 7 号です。説明に入る前に議案作成時、入力誤りがありましたので先に

訂正させていただきます。20ページをお開きください。88番、89番の案件については削除となります。大変申し訳ございませんが、訂正の方、お願い致します。

それでは、7ページをお開きください。報告第7号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年4月4日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第7号は、7ページの番号61番から20ページの番号87番までの27件です。解約は田が27件で面積は265,499㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

21ページをお開きください。議案第23号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承認を求める。令和7年4月4日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は22ページから25ページの取消し願の写しのとおり4件です。全案件とも取消し理由は都合によるものとなっております。

また、22ページ内の2，つがる市柏下古川鳥林57-2ですが、地目の記載が抜けておりました。大変申し訳ございません。こちらの地目は樹園地となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第23号の質疑を終結致します。これより、議案第23号を採決致します。おはかり致します。議案第23号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり許可処分の取消しを

承認することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第24号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

説明に入る前に議案作成時に入力誤りがありましたので先に訂正がございます。

31ページをお開きください。114番の案件については申請事由の欄が「売買（農業委員会あっせんによる）」と記載されておりますが正しくは「普通売買」です。続いて115番、116番、32ページの117番の3件の案件については権利種別の欄が「3条有償移転」、申請事由は「売買（農業委員会あっせんによる）」と記載されておりますが正しくは権利種別が「3条無償移転」、申請事由は「贈与（経営規模拡大）」となっております。大変失礼しました。以上で訂正を終わります。

それでは、26ページをお開きください。議案第24号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年4月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第24号は、26ページの番号103番から77ページの番194番までの92件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が11件で、田が96,082㎡、畑が3,745㎡、樹園地が1,416㎡、「普通売買」が1件で、田が9,159㎡、「贈与」が17件で、田が30,342㎡、畑が13,949㎡、樹園地が11,013㎡、「賃貸借の設定」が54件で、田が761,337㎡、畑が7,347㎡、「賃貸借の移転」が1件で、田が10,244㎡、「使用貸借の設定」が9件で、田が214,355㎡、畑が2,286㎡となっております。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから31ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。

次に、売買価格について説明致します。26ページ、103番の田は総額50万円、10a当たり30万2千円、104番の田は総額150万円、10a当たり15万円、105番の田は総額340万円、10a当たり19万8千円、27ページ、106番の樹園地は総額50万円、10a当たり35万3千円、107番の田は総額300万円、10a当たり14万4千円、28ページ、108番の田は10a当たり20万円、109番の田10a当たり25万円、29ページ、110番の田は10a当たり25万円、111番の田と畑は総額100万円、10a当たり12万9千円、30ページ、112番の田は総額240万円、10a当たり26万7千円、113番の田は総額350万円、10a当たり21万5千円、31ページ、114番の田は総額662万円、10a当たり72万3千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第24号の質疑を終結致します。これより、議案第24号を採決致します。おはかり致します。議案第24号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第25号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、17番 葛西勝久委員、19番 工藤しのぶ委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（17番 葛西勝久委員、19番 工藤しのぶ委員が退席）

議 長（藤本正彦会長）

それでは、議案第25号について説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは、78ページをお開きください。議案第25号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年4月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第25号は、78ページ番号905番から79ページ906番までの2件です。内訳は「賃貸借」が2件で、田が84, 474㎡です。別添の農地法第3条調査書32ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われます。以上で説明を終わります

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第25号の質疑を終結致します。

これより、議案第25号を採決致します。おはかり致します。議案第25号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

17番 葛西勝久委員、19番 工藤しのぶ委員、入室願います。

(17番 葛西勝久委員、19番 工藤しのぶ委員入室し着席)

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第26号農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(吉田主査)

それでは80ページをお開きください。議案第26号について説明致します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和7年4月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第26号は、80ページ番号1番から、81ページ番号2番までです。内訳ですが、「機構法使用貸借」で、田が2件、面積が42,028㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長(藤本正彦会長)

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ないようですので、議案第26号の質疑を終結致します。

これより、議案第26号を採決致します。おはかり致します。議案第26号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり決定致しました。

議長(藤本正彦会長)

次に、「議案第２７号農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは８２ページをご覧ください。議案第２７号について説明致します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和７年４月４日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第２７号の件数については、貸借が２件、売買一括が５件の計７件となっております。権利者及び対象農地、内容については記載のとおりです。はじめに、貸借の案件についてご説明します。

番号１番。利用権を設定する農用地は、木造兼館霞ヶ関の田、計５筆で、期間は１０年です。賃借料は１０ａあたり２０，０００円となっております。受け手の決定理由は賃貸借の再設定です。番号２番。利用権を設定する農用地は、木造豊田、木造蓮川、稲垣町吉出の田、計１３筆で期間は１０年です。賃借料は１０ａあたり３０，０００円となっております。受け手の決定理由は借受希望者のうち経営地に最も近接です。続いて、売買一括の案件についてご説明します。

番号１番、所有権を移転する農用地は、木造三ツ館の田、計２筆で、面積は３，７９５㎡です。売買価格は１０ａ、２２０，０００円となっております。番号２番、所有権を移転する農用地は、木造越水と下福原の田、計５筆で、面積は６，８５３㎡です。売買価格は総額１０４万円、１０ａあたり１５万２千円となっております。番号３番、所有権を移転する農用地は、木造三ツ館の田、計１６筆で、面積は３，８６８㎡です。売買価格は１０ａ、２００，０００円となっております。番号４番、所有権を移転する農用地は、木造出来島の田、計９筆で、面積は２２，２０３㎡です。売買価格は１０ａ、２５０，０００円となっております。番号５番、所有権を移転する農用地は、柏下古川の田、計５筆で、面積は３，４４５㎡です。売買価格は１０ａ、２５０，０００円となっております。

以上、促進計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農業支援センターが借受けた農地の転貸となります。受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付け地が隣接している、又は貸付け地を作業受託していた等のルールにより、農林水産課が選定しています。売買一括で所有権を移転する農地につきましては、農地取得後の耕作基準面積等のあおもり農業支援センターが定める農地売買等事業の各要件をすべて満たしております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第２７号の質疑を終結致します。

これより、議案第２７号を採決致します。おはかり致します。議案第２７号は、原

案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程(案)について (中野事務局長)

- | | | |
|--------|------------------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和7年5月9日(金) | 午後4時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室 | |
| | | |
| 2) 日 時 | 令和7年6月5日(木) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室 | |

2. 事務連絡

- 1) 令和7年度 農業委員会新年度交流会について (村田次長)
- 2) 農地事務処理状況について (吉田主査)
- 3) 農用地のあっせんのお願について (吉田主査)

議 長 (藤本正彦会長)

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長 (藤本正彦会長)

以上をもって、「令和7年第4回(4月)つがる市農業委員会総会」を閉会致します。